

『第3次三重県動物愛護管理推進計画（中間案）』の概要

1 趣旨

令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」といいます。）及び令和2年4月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）の内容を反映させるとともに、動物愛護管理の取組をより一層推進していくことを目的として策定します。

2 中間案の内容

（1）計画の性格・位置づけ

動物愛護管理法第6条に基づく県の計画として、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や必要な取組を定め、総合的に推進していく行動指針として位置付けるものです。

（2）計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間の計画としますが、計画の達成状況を点検し、状況の変化に的確に対応するため、計画の策定後、おおむね5年目にあたる令和7年度を目途に、見直しを図るものとします。

（3）構成

第1章 基本的な考え方

計画の性格・位置づけ、計画期間、基本理念と10年後のめざす姿、計画の体系と推進体制について記載します。

第2章 三重県の現状

第2次三重県動物愛護推進計画（平成26年度～令和元年度）の成果と課題について記載します。

第3章 目標と具体的な取組内容

県全体で取り組んでいる3つの柱（殺処分ゼロに向けた取組、災害時などの危機管理対応の取組、さまざまな主体との協創の取組）を重点的に推進するとともに、基本指針の改正内容をふまえて、次の8項目（別紙参照）について取組を進めます。

適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進、 周辺生活環境の保全と動物による危害防止、 災害対策と危機管理対応、 動物愛護管理の普及啓発、 地域における動物愛護管理の推進と人材育成、 所有者明示の推進、 動物取扱業の適正化、 実験動物、産業動物等の適正 な取扱いの推進
--

第4章 推進体制の充実等

動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の拠点として、さまざまな主体と協創による取組体制や三重県動物愛護管理推進協議会の活性化に向けた取組について記載するとともに、年度ごとに取り組む内容等を定めた「動物愛護推進実施計画」による進捗管理について記載します。

第3次三重県動物愛護管理推進計画における主な取組(めざす方向)

適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

飼い主が社会的な責任を持ち、終生飼養および不妊・去勢措置の徹底などの適正飼養を行うことで、動物の命と健康を守る。引取り数の減少、返還率の向上、譲渡推進により殺処分がゼロになっていることをめざします。

災害対策と危機管理対応

企業、行政、関係団体等が連携し、ペットの飼い主に対して平常時から備えるべき対策を啓発する取組等を充実させ、災害に強い危機管理体制を整備していきます。

地域における動物愛護管理の推進と人材育成

地域ボランティア、動物愛護推進員および関係団体などがアクティブシチズンとして積極的に県の動物愛護管理の推進に関わることができる活動の実施をめざします。

動物愛護管理の普及啓発

さまざまな主体の意見を取り入れ、発展性をもった普及啓発を実施することで、県民一人ひとりが、動物の愛護管理に関心と理解を深めることができるよう取り組みます。

周辺生活環境の保全と動物による危害防止

家庭動物等の飼い主が社会的な責任を持って適正飼養し、動物による危害発生や動物を起因とした地域の問題が減少していくよう取り組みます。

所有者明示の推進

迷子動物の発生を防ぐとともに、災害時において逸走動物の所有者を発見する際にも役立つマイクロチップや迷子札等、所有者明示を行う飼い主が増加していくよう取り組みます。

動物取扱業の適正化

動物愛護管理法の改正に伴う新たな規制の着実な運用を図るとともに、動物取扱業者自身が法の遵守状況を点検し、自主管理による適正な動物の取扱いが行われるよう取り組みます。

実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

関係機関等と連携し、実験動物、産業動物等が適正に取扱いについて普及啓発を進めるとともに、その役割や必要性に関する理解が深まるよう取り組みます。